

第六十二号議案

江戸川区プールガーデンの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区プールガーデンの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区プールガーデンの指定管理者を次のように指定する。

<p>名 称</p>	<p>指 定 管 理 者</p>		<p>指 定 の 期 間</p>
<p>江戸川区プールガーデン</p>	<p>所在地 江戸川区篠崎町一丁目四〇二番地</p>	<p>名 称 株式会社京葉興業 代表取締役 鈴木 宏和</p>	<p>平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで</p>

（説明）

江戸川区プールガーデンの指定管理者を指定する必要があるのです、本案を提出いたします。